



2 資 審 第 32 号

令和 2 年 12 月 21 日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

農業資材審議会長 松井

徹



飼料の製造の方法の基準の改正に係る諮問について（答申）

令和 2 年 11 月 20 日付け 2 消安第 1717 号をもって諮問のあった標記の件について、
下記のとおり答申する。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第
1 項の規定に基づき、25-ヒドロキシコレカルシフェロールを含む飼料に係る飼料一般の
製造の方法の基準を別記のとおり改正することは適当と認める。

飼料添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロールを含む飼料について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）において次の事項を製造の方法の基準として定めること（下線部が改正部分）。

1. 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

飼料一般の成分規格

ツ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下ツにおいて同じ。）中の含有量は、牛を対象とする飼料にあっては飼料 1 トンあたり 100 mg 以下、豚を対象とする飼料にあっては飼料 1 トン当たり 50 mg 以下、鶏を対象とする飼料にあっては飼料 1 トン当たり 80 mg 以下でなければならない。

2. 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

飼料一般の製造の方法の基準

セ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、牛、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料または材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。